

平成 30 年 10 月 23 日

厚生労働省事務連絡：

都道府県水道行政担当部(局) 殿

厚生労働大臣認可 水道事業者 殿

厚生労働大臣認可 水道用水供給事業者 殿

水道行政の推進につきましては、日頃より御尽力いただき厚く御礼申し上げます。

この度、環境省より各都道府県・政令市産業廃棄物行政主管部(局)長宛に『電子マニフェスト普及拡大に向けたロードマップ策定に伴う協力依頼について(依頼)』を発出したとの連絡が届きました。

これに関連して、厚労省水道課からも水道事業者等の皆様に対し、電子マニフェストの普及拡大に向けた周知をさせていただきますと思います。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の5に規定する電子マニフェストには、事務処理の効率化、都道府県等の監視業務の合理化、不適正処理の原因究明の迅速化が図られるなどのメリットがあります。

環境省では、平成30年6月に閣議決定された「第四次循環型社会形成推進基本計画」において、電子マニフェストの普及率を2022年度までに70%に拡大する新たな目標を掲げたことに伴い、新たなロードマップを策定し、都道府県・政令市の協力を得て、一層の普及拡大を図ることとしているとのこと。

詳細については、添付資料及び下記 URL をご覧ください。

『電子マニフェストをはじめよう』 ※本資料の最後のページに電子マニフェストに関する問い合わせ先が記載されています

<http://www.jwnet.or.jp/jwnet/e-manifest-mov/mov/jw.pdf>

『環境配慮契約法パンフレット』

https://www.env.go.jp/policy/ga/bp_mat/01whole-02/full.pdf

『第四次循環型社会形成推進基本計画』

http://www.env.go.jp/recycle/circul/keikaku/keikaku_4.pdf

また、都道府県知事におかれましては、貴管下の都道府県知事認可の水道事業者及び水道用水供給事業者並びに町村に対し、本件を周知いただきますよう、お願い致します。

厚生労働省 医薬・生活衛生局 水道課 技術係